

令和元年 第7回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和元年7月17日(水) 午後2時00分開会  
午後4時00分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
30	摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件	承認
31	令和元年度第2回摂津市社会教育委員会議への諮問の件	承認

報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
令和元年度6月までの問題行動等報告について
令和元年度6月までの問題行動等報告具体的事案について
令和元年度1学期教育委員学校園所訪問まとめについて
摂津市子どもの見守りボランティア登録実施要綱制定について
公立就学前施設のあり方について
各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 山手知榮子 西川俊孝</p>	<p>教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 兼教育センター所長 教育総務部参事 兼生涯学習課長 教育政策課長代理 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員</p>	<p>北野人士 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 山根隆寛 大崎貴子 早川 茂 坂本真輔 井上良太 藤山 京 岡田哲也 窪 秀昭</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 子育て支援課長代理 こども教育課長代理</p>	<p>小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 湯原正治 松木 愛</p>
---	---	---	--	---	---

教育長	<p>ただいまから、令和元年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元教育長職務代理者です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は付議事件が2件、報告事項が7件ございます。</p> <p>まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。</p> <p>報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。</p> <p>従いまして、議案第30号から審議し、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、報告事項(3)に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。</p> <p>それでは、議案第30号、「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。</p>
教育総務部参事 兼生涯学習課長	<p>議案第30号、「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p><b>【以下、議案書等により説明】</b></p>
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
山手委員	<p>新任の方々について、経歴を見ると、現歴でいらっしゃるのですが、年齢的なものはいかがでしょうか。</p>
教育総務部参事 兼生涯学習課長	宮田様は50歳代、糸井様は40歳代です。
山手委員	若い方が委員になられるのは喜ばしいことですので、活躍を期待

しています。

教育長

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので議案第30号、「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第31号「令和元年度第2回摂津市社会教育委員会議への諮問の件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

議案第31号「令和元年度第2回摂津市社会教育委員会議への諮問の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員

別府公民館が、最初に公民館からコミュニティセンターになりまして、その時に良かったことやいろいろな課題もありますので、それも踏まえてということになるのでしょうか。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

別府の利用者からご意見で、「施設が新しくなって利用しやすくなった」、「ロビーが広くて、非常に使いやすい」、後は「防災機能が非常に充実している」、「3階建てなので、その点で利用しやすい」ということをお聞きしております。

山手委員

基本的なことですが、公民館と、この地域コミュニティ施設というのは、どこが根本的に違って、どんなメリットが期待できるのか、教えていただきたいのですが。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

公民館は教育施設になりますので、市外の方はご利用できません。ただ、コミュニティセンターになることで、市外の方が利用し、料金をいただくことができますので、収入も増えるということになります。

西川委員

教育施設ということだけではなく、地域のコミュニティの中心と

なる施設にしていこうということで、理解をしたらいいのかと思っています。

この諮問をする中で、「開かれた社会教育施設としての方向を検討すべき段階である」と書かれていて、この「段階」について、それまで、どんな経緯を経て、今の段階になってきているのかを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それからもう1つですが、今後、大きな方向としてどうしていくのかということをお教えいただきたいです。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長

別府コミュニティセンターになり、非常に利用率が高くなり、利用者の評判もいいということですので、今後は、新しい施設につきましても、地域コミュニティ施設とするよう求めていきたいと考えています。

教育長

これまで本市は公民館ということで運営していましたが、今回、別府公民館をコミュニティセンターにしたことで、利用者にも「使い勝手が良くなった」という声もいただいております。

また、ここにも書いていますように、文科省が「地域コミュニティの施設の充実」ということも考えていますし、味生の地域の方々からも、地域コミュニティ施設への建替えのご要望をいただいておりますので、今回、味生公民館についてはコミュニティセンターにしていこうと考えています。公民館はまだ残っていますので、摂津市として、今後は、それ以外の公民館施設についても同様にコミュニティセンター化を図るのかについて、社会教育委員会にてご議論いただいて、ご意見を頂戴したいと考えています。

西川委員

今の説明の中で、市外の方の利用が可能になるということで、一方ではいいことだと思うのですが、市外の方がたくさん利用されることによって、当の摂津市の方の利用がされないということであれば、ちょっと目的が違いうだろうと思います。教育の枠を外すことで、もっと市内の人の利用も更に幅広くなるということであれば理解はできますが、市外の方がたくさん利用できるということが強調されてしまうのは、どうなのかと感じたのですが、その辺はどうでしょうか。

教育総務部参事  
兼生涯学習課長 公民館機能を残していきますので、やはり地域の住民の方の利用が優先という形で考えております。

教育長職務代理者 この諮問理由のところの文科省の中央教育審議会でも示している方向性で、首長部局と連携しながら動いていると思います。今、公民館を地域コミュニティ施設にするかどうかは教育委員会で審議する話ですが、市全体として、こういう動きが進んでいるのでしょうか。

これを国で言えば、博物館や図書館のような、いろいろ社会教育施設について書いています。市内では他の部局でもこういう話があり、その一環として地域コミュニティ施設の話が出ているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

教育次長 市全体としてもこれから人口減少を迎えるということで、公共施設の多機能化が求められています。それと同時に、市ではファシリティマネジメント、いわゆる施設の有効活用も考えています。

今後、単独で、狭義の意味の社会教育施設である公民館のままでは、利用者が一定の年齢水準に偏っているという現状もあります。

そういう理由から、多世代が集まれる公共施設、広い意味でのコミュニティ施設としての機能と、それと同時に、昨年、災害等がありましたので、防災機能の両面が備わっていなければなりません。

新たな社会教育施設の機能を持つ複合施設という考え方に基づいて、人口減少社会を迎えるにあたり、公共施設の整備・統合というのは、これから考えていかなければならないことだと認識しています。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第31号「令和元年度第2回摂津市社会教育委員会議への諮問の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項（1）事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長 [事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

私は鳥飼に住んでいまして、初めての事業ということで、午後の様子を見させてもらいに行きました。店舗はそんなに多くなかったのですが、若い方々が意欲的に場を設けて、そして、午前中はとてもたくさんの方が来られたということでしたし、鳥飼にある小さな店舗の方も参加されていて、良いイベントだと思いました。

藤森神社にそんなにいっぱい店が出ているというわけではないのですが、子ども連れの人が見えていて、お店を開いている方もいますし、お店と関係なくグループで、子どもの遊びの場を提供されたりしていましたので、これがどんどん広がって、1つのネットワークの核になればいいなと思いました。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(2) 令和元年度6月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

[令和元年度6月までの問題行動等報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

暴力行為について、各学校で偏りがあるということですが、前回もそのようなお話があったと思います。繰り返し同じ人がするということで、なかなか有効な手立てが今のところないということでしょうか。それとも、たまたまそういう報告が上がっただけなのでしょう。

学校教育課長

有効な手立てがないというわけではありません。実際に、前回、報告させていただいた中学校の件につきましては、関係機関と連携をすることで、6月はなくなっています。

中学校からはそういった機関連携も含めて対応していくことで、子どもの暴力行為を減らすことができると考えております。

保護者の対応をする時に、教員が関係機関のことを話すことを躊躇する場合があります。重大事案につながらないように機関連携は必要ですが、その必要性も含めて学校が保護者対応の中で、本人・保護者に伝えていくことが、件数を減らしていくことにもなると思

います。

西川委員

先ほどの説明のいじめの事案で、10名を超える者が関わっているということでしたが、それをもう少し詳しく分析も含めて、お聞きしたいので、お願いします。

学校教育課長

今回の個別の事案を確認すると、10名に近い人数が関わっていたものが、小・中学校合わせて4件あります。

内容については、「からかい」をする人数が多くなっており、中心となる子ども以外にも、観衆・傍観者なども含めて、このような数になっています。学校としては中心的な関わりでなかった子どもに対しても、指導を入れていると、報告を聞いています。

ただ、先ほど、いじめの重大事態の未然防止について、話をさせていただきましたが、学校がそういう視点を持たなければ、いじめの重大事態に繋がっていくのではないかと考えておりますので、学校が指導していることは、良かったと思っています。いじめについては重大事態に繋がる可能性があるという危機感を事務局としては常に感じながら学校を指導していきたいと思っています。

西川委員

その子との関係ということであれば、1対1あるいは1対2、3人の中ということですが、10名程度が関わるということは、クラスの雰囲気や学級づくり、学級経営そのものがどうか、ということになります。担任の先生の力がどうか、ということも含めて、それがしんどいということであれば、他のところから力を借りていかないと、特に、小学校ではその学級の中で留めてしまうと、その後、大きくなってしまふことがありますので、それは事務局がしっかり把握して、場合によっては現場を見に行ったり、管理職とも協力して、未然防止に力を入れていただきたいと思っています。

教育長

10名ぐらいの子どもが「からかい」等をしている中で、傍観者となっているということですが、からかっているのであれば、傍観者ではなくて加害者となります。いじめの四層構造で言えば、被害者と、いじめを行っている加害者と、周りで面白がっている観衆と、傍観者になります。見て見ぬふりをしているのが傍観者であって、からかっているのは加害者になりますから、学校もそれだけ加害者

がいるということで指導をしっかりといただかないといけないと思います。

それでいじめにつきましても、小学校で昨年に比べ4件、中学校で3件増えているということですが、子どものいじめの認知件数が増えたということで、必ずしも悪くなっていると言えないと思います。ただ、教員なり周りの大人の認知能力が上がったという意味では、それはそれで一定、評価すべきかもしれませんが、これだけいじめがあるということは、しっかり認識して、この後の指導により、きちんと終結できるのかどうかということになります。

全国のいじめ事案を見ても、重大事態に結びついてしまった事案で、実は学校は相談を受けていた、あるいは教員は知っていたのにきちんと指導できていなかったから、最悪の事態になってしまったというケースが多いです。認知件数はこれだけ増えていますので、今後はさらに、きちんと指導をできるよう学校にご指導いただきたいと思います。

大矢委員

10人程度の人に「からかい」を受けていたということは、本人にとって非常に厳しい状況ですし、クラス中が、敵だらけみたいに感じると思いますので、それは重大事態として学校はちゃんと対応をしていただきたいと思います。

教育長

重大事態ということになれば、それなりの対応が必要であり、今、おっしゃったように、子どもにとっては大変なことです。学校としてきちんと判断して対応するように、指導してください。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませので、次に進みます。(4) 令和元年度1学期教育委員学校園所訪問まとめについて、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

[令和元年度1学期教育委員学校園所訪問まとめについて説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご感想等はございますか。

大矢委員

学校訪問に行った時には、いつも支援学級の様子を聞くのですが、私の子どもが通っていた頃は、障害があると言え、知的な遅

れ、あるいは、身体が不自由であるなど明確でしたが、今は発達障害の子どもが増えていまして、進学をどうするか、ということで、情報が欲しい、という保護者の声がありましたので、ぜひ中学校の先生に、その小学校の支援学級まで説明に来てほしい、と要望をお伝えしました。今後、いろんなことのあり方が変わってきていますので、いろいろ考えてしていただきたいと思いました。

山手委員

先ほど報告にもありましたとおり、子どもたちはやっぱり落ち着いて過ごしているという印象が強かったのですが、支援コーディネーターの先生や、保健の先生など、学校のいろんな局面に携わってくださっている先生方ともお話しすることがありまして、より深いお話ができたと思っています。

先生ががんばっている中で、まだ大変な状況もあるということを感じまして、そこをなんとか、もう少し事務局としても力を貸していただきたいこともありました。しかし、全体的に、本当に落ち着いていて、いい状態だったと思って喜んでいきます。

西川委員

大分前は校長先生だけ、あるいは、校長先生、教頭先生だけという形でしたが、ここ何年かの中に、支援学級の先生や、コーディネーターの先生、保健の先生等、様々な役割を持った先生方が参加をしていただいて、教育委員として行った時に、生の現場の声を聞けますので、すごく良かったと思っています。

それから、学校によって差はありますが、学校の学びの環境について、植栽、あるいは掲示物等で、学ぶ雰囲気、なんとかコーディネートしようと努力されているということで、これはいいことだと思いました。ありがとうございます。

教育長職務代理人

どの学校も静かで落ち着いていましたし、学校もきれいに掃除をされていて、環境も整備されていると思いました。

それでも、いじめや、問題行動の事案が報告をされていますが、訪問時にそういう場面に出会うことはありません。

学校で、教育委員の学校訪問は、特別な日のように捉えていて、例えば、朝の職員朝礼で、今日は教育委員の学校訪問がありますので、ということを行っているのであれば、それはちょっと違うと思いますし、普通の姿を見せてほしい、というのが私の気持ちです。

教育長

私も、全体として問題行動の件数が増えた、また、ある学校の何年生がしんどい、という報告も聞いていましたので、心配して訪問しましたが、昨年度と変わらないように、静かな落ち着いた雰囲気の中で、子どもたちもしっかり学習していましたので、安心をしました。

教育長職務代理者がおっしゃったように、校長先生が朝に教員に、そうおっしゃっていると思いますが、それで教員が一定、緊張するのは、仕方ありません。それで子どもも教育委員が来ると思って、いつもと違うよそ行きの姿を見せられるのであれば、それはそれで成長していると思います。

本当にしんどい状況であれば、そんなことを気にもとめずに普段の行動をしたいと思います。そういう意味では、その学校も今はすごく明るい雰囲気の中で授業をされているので、一定、学校としてがんばってくれていると思いました。何より、先生方が明るく元気にがんばっていただいている姿を見て良かったと思います。ありがとうございました。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市子どもの見守りボランティア登録実施要綱制定について、子育て支援課より説明をお願いします。

次世代育成部参事  
兼子育て支援課長

[摂津市子どもの見守りボランティア登録実施要綱制定について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

被服や手旗を配付するとあるのですが、どのようなもので、それを必ず付けなければいけないのでしょうか。

次世代育成部参事  
兼子育て支援課長

ベストは車等からわかりやすくするよう反射材の付いたものです。また、横断歩道のないところで使える手旗を配付させていただきたいと思っています。自分の身を守るためであったり、また子どもの見守りのために、できるだけベスト、手旗を活用していただき

たいと考えております。

大矢委員

ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やりなどというので、少し微妙なところもあると思いますし、女性の場合、少し恥ずかしいというのもあると思います。

例えば、千里丘小学校のPTAですと、もう既に自転車の前かごに「見守り中」と書いた黄色い子どもの絵がついたプレートを貼るようになっていますし、また、「わんわんパトロール」というのは、犬の散歩の時に「わんわんパトロール中」と書いた鞆がありまして、それを持って犬の散歩をするということもしています。

またそういうものも有効なので、考えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

山手委員

これは今現在、各小学校区で、登下校の見守りをされている方との兼ね合いはどうなるのでしょうか。

次世代育成部参事  
兼子育て支援課長

今現在、小学校区単位で何団体か、既に、実施していただいております。更に多くの目で見守っていただきたいということで、その団体に所属されている方でも、時間の空いている時に、その団体の活動されている以外にもやりたいという方がおられましたら、登録していただきたいと考えております。

山手委員

あの方たちは、黄色く、よく目立つジャケットやベストを着ていますね。それとよく似たのを考えているのでしょうか。

次世代育成部参事  
兼子育て支援課長

同じような形になるかと思いますが、少し目立つようなものにすることによって、防犯上の抑止力にもなるかと思っていますので、そういうもので考えていきたいと思っています。

山手委員

確かに抑止力のためだけで、大矢委員のおっしゃったように、ちょっとお買い物に行くのにあのようなものを着て行こうというのは、ちょっと躊躇するのではないかと思ひまして、気軽に身に着けて、見た目にも抑止力になるようなものを工夫していただくと思います。よろしく申し上げます。

西川委員                    これまであったものとは別で、摂津市としてそういう形でしているのが2つあるということになるのでしょうか。

次世代育成部参事  
兼子育て支援課長        今現在、自治会単位で見守り活動をしており、その中にPTAや、子ども会、自治会の方が参加されているセーフティパトロール隊が存続しています。あと、有志でされている方もいまして、今回は新たにそういう団体に属していない個人の方も保険適用のあるボランティア制度を創設して見守り活動をしていきたいと考えています。そういう意味では、2つの枠組みになると思います。

西川委員                    それぞれ所管しているところが違うということになるのでしょうか。

次世代育成部参事  
兼子育て支援課長        庁内では、自治振興課、子育て支援課、また、交通専従員は教育政策課ということで、複数の課の管理下になるかと思います。

西川委員                    同じような目的で、いろいろな課が所管をして、いろいろな団体が絡んでいるということになりますと、わかりにくいと思います。  
また、横の連携ということで、同じような目的で始めているのに、それぞれの課ですていくうちに、ずれが生じてくるということがないのかと思います。学校や子どもたちに見守りしてもらおう人たち、ということですが、それぞれの所管が違いますので、そこで齟齬がないようにできるのかが、心配だと思いました。

教育長                      今までしていただいているのは、主に団体によるセーフティパトロール隊で、様々な団体として、そこに所属していただいている方々にこういう見守り活動をしていただいていた。一方、そういう団体に所属していなくて、個人的に、ちょっと登下校時に家の近所の角に立って、活動していただいていた方も、今までもいらっしゃいました。

そういう方々に対しても、こういう被服の供与、あるいは保険の適用もさせていただいて、個人的な活動について、支援をさせていただこうということがこの趣旨です。

そういう意味では、山手委員がおっしゃったように、できるだけ皆が、同じような色で揃えた方が、子どもたちにとっては皆が「見

守り隊」ですので、できれば同じような被服でお願いできたらと思います。

ただ、そういうのはちょっと恥ずかしいということであれば、着用等することにより、となっていますので、付けないで活動できるということも考えていただいたらいいと思います。しかし、地域防犯という意味では、その黄色い服を着た人があちこちに立っているということ、不審者が見れば、ここはそういう地域だ、と見るようになりますので、できるだけ多くの人に同じような服で立っていただくのが効果的であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(6) 公立就学前施設のあり方について、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長

[公立就学前施設のあり方について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

「公私連携保幼連携型認定こども園」について、他の私立の施設とどう違うのでしょうか。せつつ幼稚園は、1号定員が130名で、それが認定こども園になり保育所機能も持つこととなりますが、その定員や、流れはどうなるのでしょうか。

こども教育課長

「公私連携幼保連携型認定こども園」については、民間が設置して、民間で運営することになります。

市と法人で協定を締結し、それを都道府県に提出します。これは平成27年度に子ども・子育て支援新制度が始まって、制度化されたものです。

その協定の内容はいろいろありますが、例えば、人員の配置基準は、公立の人員配置基準を守ってもらうことや、提供していただく教育・保育の内容の充実、園庭開放などの実施のような地域の子育て支援サービス、小学校との連携、そういった内容を含んだ協定を締結することによって、市が関与して、指揮、指導、監督することができるということです。そうすることによって、市の方針に沿っ

た園運営が期待できるものです。

山手委員

市はそれに対して、何らかの補助金を渡すことはあるのですか。

こども教育課長

公私連携ということで、補助金を支給することはありません。ただ、正雀保育所を民営化した時には、建物については無償譲渡し、土地については一定期間無償で貸与しましたので、そういったことも考えられます。

「公私連携幼保連携型認定こども園」の履行後の定員設定については、待機児童の解消のために、2号、3号の定員を設けたいと考えています。

この10月から教育・保育の無償化も実施されます。今後のニーズの変化を捉えた中で、その時のニーズに対応した定員設定をしたいと考えていますので、それは決定した法人と協議していきたいと考えています。

西川委員

「公私連携幼保連携型認定こども園」について、市町村の関与ということで、指導、監督と言われましたが、摂津市の場合でしたら教育委員会が関わっていくことになると思います。その指導、監督について、我々は公立の幼稚園、保育所に学校園所訪問をして、園長先生方と話をしています。

これについてはどうなっていくのでしょうか。関与するということですが、民設民営なので、そういうことはできるのでしょうか。

こども教育課長

事務局で、指導、監督をしていきたいと考えています。今、行っている学校園所訪問は対象にはならないと考えています。

西川委員

例えば、正雀保育所を民間に委託した時と違いは、どういうふうになるのでしょうか。

こども教育課長

正雀保育所を民営化した時は、こういった協定は、締結しておりませんので、指導、監督までは行っておりません。

公私連携では、制度に則った指導・監督を行うことで、より市の意向が反映されると考えております。

西川委員	他の他市町村で先行例はあるのでしょうか。
こども教育課長	民営化する時の手法として、こういった公私連携を活用されているところは、多数の自治体でございます。
西川委員	既にやっておられるところがあるということですので、その辺のいろんな課題、問題点は、しっかりと検討をされる中で進めていただけたらと思います。
大矢委員	待機児童が多いということで、せつつ幼稚園をこども園にして、2号、3号の定員をちょっと増やせるよう計画し、24ページのところを書いてある小規模保育事業所の受け皿となるのも、考えていると理解してよろしいでしょうか。
こども教育課長	おっしゃる通りで、安威川以北では、まだまだ待機児童が解消できていないという状況で、小規模保育事業所から上がってくる子どもの受け皿についても、今のところ連携施設の設定ができていません。 こういった課題に加えて、法人で実施していただけるのなら、例えば、病児保育や、一時預かり事業といった子育て支援の充実にも繋げていきたいと考えています。
大矢委員	隣が既に保育所があるのに、せつつ幼稚園を認定こども園にしてしまうということですが、その辺の兼ね合いはどうなのでしょう。
こども教育課長	せつつ保育所を民営化して、せつつ遊育園という認定こども園になっています。 確かに、隣にも認定こども園があるということですが、安威川以北の市有地で考えた時に、せつつ幼稚園の有効活用が図られていないというのが現状です。そこを有効活用していきたいと考えています。
西川委員	「就学前教育の充実と保幼小連携のための取組み」ということ

で、「引き続き、公立施設が中心となり、就学前教育の充実や小学校教育との連携強化のために、企画・立案したものを実践し、広く発信することで、その推進を図っていきます」と書かれていますが、就学前教育ということで、公立だけでなく、私立も、公私連携幼保連携型認定こども園も、企画・立案したものを実践し広げていくというようなことの理解でいいのでしょうか。

こども教育課長

就学前教育、保幼小の連携ということで、現状も公立・民間の保育所、認定こども園、幼稚園、それから小学校の先生を対象とした就学前教育の研修というものを実施しています。

これは毎年、年4回実施しています。その他にも、民間園と一緒に、主任級を対象に、いろんな情報交換や、課題解決等を行うような会議も開催しています。

今後も、こういった研修や会議を実施する中で、また企画等も行いながら、就学前教育、保幼小の連携の充実に努めていきたいと考えています。

西川委員

就学前教育ということで、摂津の子どもたちが小学校に上がった時に、生活習慣の問題や学力の問題、様々な問題を、就学前からの課題と捉えて、ぜひ、そういう大きな視点で、「公立施設が中心となり」ということも書いていますので、リーダーシップを発揮していただけたらと思っています。

こども教育課長

最後に、資料の訂正をお願いします。41ページ、「公立就学前施設のあり方について」の後に「(案)」の追加をお願いします。併せて、「令和元年7月」の「7月」の削除をお願いします。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(7)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきまして

はすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

報告事項（3）「令和元年度6月までの問題行動等報告具体的事案について」、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦労様でした。